

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

島根国民年金 事案 396

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月及び同年 7 月

国民年金に加入する以前に勤務していた事業所において経理事務を行っており、公的年金に係る保険料納付について厳しく指導され、同事業所を退職する時にも、経理担当者から退職後に国民年金の加入手続を行うように忠告されていたので、同事業所を退職した直後の昭和 51 年 10 月に A 市区町村において国民年金の加入手続を行った。

その後、昭和 52 年 8 月に共済組合に加入するまでの期間は、父が集金常会で私の国民年金保険料を納付していた。しかし、申立期間が未加入期間と記録されており、納得できない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 52 年 2 月 1 日から同年 6 月 3 日までの期間、B 事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できるところ、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿の記録から、当該期間について、申立人は国民年金保険料を継続して納付していたことが確認できる上、同年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、厚生年金保険の加入期間であったことを理由として、申立期間後の同年 11 月 7 日に、還付処理が行われていることが確認できる。

しかし、保険料の還付があった期間のうち、昭和 52 年 2 月から同年 5 月までの期間については、上述のとおり、厚生年金保険の加入記録が確認できることから、保険料の還付は妥当であるものの、同年 6 月については国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由は見当たらないことから、国民年金の納付済期間とすることが必要である。

また、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間は、前述

の還付処理が行われた昭和 52 年 11 月 7 日までは、国民年金の加入期間とされていたことが確認できる上、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていた場合、申立期間の保険料として充当処理を行うところ、充当処理は行われておらず、還付処理されていることから、当該還付処理時点では、申立期間は国民年金保険料の納付済期間とされていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、父が集金常会で納付していた。」と供述しているところ、A 市区町村は、「申立人の国民年金保険料は、A 市区町村 C 自治会の納付組織を通じて納付されていたと思われる。また、申立期間当時は 3 か月ごとに納付依頼を行っており、昭和 52 年 7 月分から同年 9 月分までの国民年金保険料の納付組織への納付依頼は、9 月中旬に行い、同月の常会で集金し、翌月 10 日までに A 市区町村の指定する金融機関に納付され、11 月に検認の報告を行っていた。」と回答していることからすると、前述の還付処理前に、昭和 52 年 7 月の国民年金保険料を申立人の父親が集金常会で納付することは可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年1月1日に、資格喪失日に係る記録を23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年1月から同年3月までは200円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月は3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から23年9月1日まで

申立期間は、A社B支店にC職種（昭和22年10月10日にC職種免許を取得するまでの期間については、C職種助手）として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、供述を得ることができた二人の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、健康保険の番号欄に「*」と、事業主の名称欄に「D社」と記載されたE市区町村管内に所在する厚生年金保険の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が現存していることが確認できるところ、当該被保険者名簿には、申立人が、申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、前述の二人の同僚以外の9人の同僚の名前が確認できることなどから、当該被保険者名簿は、A社B支店の被保険者名簿であり、同支店が厚生年金保険の適用事業所であったことが認められる。

しかしながら、元社会保険事務所の職員の供述から、E市区町村管内における厚生年金保険の適用事業所に係る一切の社会保険関係資料は戦災により焼失し、当該焼失以前の資料については、戦後、一定期間経過後に生存している被保険者等の情報を基に復元されたことが確認できるところ、前述の被保険者名簿及び現存する事業所記号索引簿には、A社B支店に係る厚生年金保険の適用事業所としての適用期間に関する記載は無い。

一方、F都道府県大百科事典、F都道府県史、昭和15年9月にZ省庁から発令された「G業種合同要綱」、「G業種合同促進に関する件」、17年10月に閣議決定された「G業種強化に関する件」等の資料から、A社は、国策として、F都道府県内に所在するG業種業者の大半を集約及び統合して、20年2月10日に設立された法人であったことが確認できる。

また、前述の二人の同僚は、「A社B支店は、後にH社となった。」旨を供述しているところ、事業所記号索引簿において、H社は、申立期間末日の昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む3人は、同日付で厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、A社I支店、同社J支店、同社K支店は、現存する当該同社3支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所記号索引簿から、いずれも同年9月に名称を変更（A社I支店は昭和23年9月13日付でL社（後にM社に名称変更）に、A社J支店は同年9月2日付でN社J支店に、A社K支店は同年9月1日付でO社にそれぞれ名称を変更。）していることが確認できることなどから、A社及び同社支店は、同年9月において、同一状況の下に組織の改編がなされていることがうかがわれる上、前述の同社の設立経緯を踏まえると、設立時である20年2月から当該組織改編に至る23年9月までの期間は、全社として、従業員に係る雇用形態及び社会保険の取扱いが同一であったと推認できる。

さらに、前述のA社の3支店に、同社P支店、同社Q支店及び同社R支店を加えた6支店は、いずれも同社の設立時である昭和20年2月10日（A社各支店が、同社の支店名に事業所の名称を変更する手続を行うまでの期間を含む。）から申立期間末日の23年9月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる上、同社I支店、同社J支店及び同社Q支店の3支店については、現存する当該同社3支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間及び組織の改編が行われたと推認される同年9月以降の期間を通じ、継続して厚生年金保険の被保険者となっている者が百数十人確認できることなどから、同社B支店も、少なくとも当該期間においては、厚生年金保険の適用事業所であったと認められる。

加えて、前述の二人の同僚のうち一人は、「A社B支店はきちんとした支店であったので、従業員はすべて厚生年金保険に加入していた。私は運賃等の計算事務を担当していたが、給与計算事務を担当していた職員と近くの席で勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除していたことを記憶している。」と供述している上、残る一人の同僚も「A社B支店に勤務していた時は、保険料を控除されていたと思う。」と供述していることなどから、申立期間において、A社B支店の従業員のほぼ全員が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和23年9月のH社

に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、21年1月から同年3月までは200円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月は3,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業し、当時の事業主及び役員はいずれも所在不明又は故人であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年1月から23年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月1日から7年7月1日までの期間、8年4月1日から同年10月1日までの期間及び14年3月1日から19年7月6日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、6年12月から7年6月までは17万円、8年4月から同年9月までは19万円、14年3月から17年8月までは22万円、同年9月から19年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から19年7月6日まで

平成6年12月1日から19年7月6日までの間、A社に勤務した。当該期間の報酬月額は約16万円から約25万円であったが、社会保険事務所(当時)が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べ低額と記録されている。

申立期間について、私が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成7年1月から13年7月までの期間及び同年9月から19年5月までの期間に係る給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、6年12月から7年6月までは17万円、8年4月から同年9月までは19万円、14年3月から17年8月までは22万円、同年9月から19年6月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間のうち、平成16年2月1日から19年7月6日までの期間については、事業主は、当時会社の経営状態が悪く申立人に係る報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めており、また、申立期間のうち、6年12月1日から7年7月1日までの期間、8年4月1日から同年10月1日までの期間及び14年3月1日から16年2月1日までの期間については、当該期間に係る給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与明細書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年7月1日から8年4月1日までの期間及び同年10月1日から14年3月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額、又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額に比べ低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は22年5月2日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年12月1日まで

私は、昭和17年4月1日にA事業所B出張所に入社し、19年9月1日に会社に籍を置いたまま軍隊に入隊した。その後、23年5月14日に復員し、同年12月に退職願を提出するまでの期間において、継続してA事業所B出張所に在籍していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険法の制度上、厚生年金保険料の控除が開始されたのは、昭和19年10月1日とのことであるが、A事業所B出張所に在籍していた同日から23年12月に退職願を提出するまでの間の、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、A事業所B出張所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は空欄）が確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは軍隊に入る昭和19年9月までの期間において、A事業所B出張所で一緒に仕事をしており、私も会社に籍を置いたまま軍隊に入隊した。私は帰国後に復職し、22年の

年末ごろに退職した。」と供述しているところ、A事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該同僚が昭和19年6月1日から23年1月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、申立人は、「昭和19年9月1日に会社に籍を置いたまま軍隊に入隊した。」と供述しているところ、A事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、「資格喪失年月日」欄は空欄となっている一方、「備考」欄には、申立人が昭和19年9月1日に応召し、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号、以下「旧法」という。）第59条の2の規定の適用対象者となったことを示す「59ノ2 19.9.1」の記載が確認できる上、C都道府県発行の申立人の履歴書から、申立人は19年9月1日に軍隊に入営し23年5月15日に復員したことが確認できることから、申立人は、19年9月1日から23年5月15日までの期間において軍隊に徴集又は召集されていたことが確認できる。

また、旧法第59条の2の規定によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者が軍隊に徴集又は召集された場合、その徴集又は召集期間中については、保険料は被保険者負担分及び事業主負担分ともに全額免除し、その期間を被保険者期間として算入することとされている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に、厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、現行の厚生年金保険法第75条の規定により、時効で保険料の徴収権が消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間であるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、50円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和22年5月3日から23年5月15日までの期間については、申立人が軍隊に徴集又は召集されていたことが確認できるものの、旧法第59条の2の適用期間は19年10月1日から22年5月2日までの期間であることから、22年5月3日から23年5月15日までの期間については、旧法第59条の2の規定の適用はない。

また、昭和23年5月16日から同年12月1日までの期間について、申立人は「復員後、昭和23年12月に退職願を提出するまでの期間において、A事業所B出張所に在籍していたと思うが、この間出社しておらず、給与

も受け取っていない。」と供述している上、A事業所は、「会社に在籍したままで軍隊に行った場合、復職するまでの期間について給与は無給扱いとし、復職した際に無給扱いとしていた期間の保険料を給与から控除していたと考えられる。」と回答していることから、申立人は、当該期間において、事業主から給与を支給されておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和22年5月3日から23年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年4月1日まで

昭和32年3月に中学校を卒業した後、同年4月1日にA事業所に入社し、33年7月31日まで勤務した。しかし、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

入社時に会計担当者から厚生年金保険料を控除する旨の説明を受け、保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた3人の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び、前述の3人の同僚のうち申立人と同時期に入社したとする一人は、「入社時に、会計事務の担当者から、厚生年金保険の加入に係る説明を受けた。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び当該同僚とは勤務を開始したとする時期が異なるものの、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人及び当該同僚と同様に、中学校を卒業した後にA事業所に入社したとする複数の者について、当該被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が勤務を開始したとする時期と一致していることが確認できる。

さらに、B事業所は、「当時の資料は残っていないが、当社では、従来から、入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させており、保険料も控除していた。この取扱いは現在も変わっておらず、当時も同様であったと思われる。」と回答していることなどから、申立期間当時、事業主は、ほぼすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和33年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、申立期間において行われるべき事業主による、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和33年4月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根国民年金 事案 395

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 60 年 3 月末に A 市区町村の勤務先を退職し、実家の B 市区町村に戻った。B 市区町村で転入手続を行った際に母が私の国民年金の加入手続を行い、63 年 7 月に両親が死亡するまでの期間、母が私の国民年金保険料を納付してくれた。両親の死亡後は、私が年払いで保険料を金融機関で納付した。

申立期間が国民年金の未加入期間と記録されていることに納得できないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 市区町村に住んでいた昭和 60 年 7 月ごろ、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、申立期間後の平成 5 年 4 月 16 日から同年 5 月 31 日までの間に C 市区町村で払い出されていることが確認でき、この払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得した記録が、平成 5 年 5 月 31 日に C 市区町村において登録されていることが確認できる。

また、B 市区町村が保管している国民年金被保険者名簿に、申立人の氏名の記録は無いなど、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、既に故人となっている上、申立期間時代に納付記録の有る申立人の妹から聴取しても、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 19 日から 51 年 5 月 1 まで
昭和 50 年 5 月から 51 年 4 月までの間、A社B事業所（現在は、C社D事業所）に、臨時社員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票に社会保険料の額が記載されており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、A社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額について検証したところ、当該金額は、申立人に係るオンライン記録で、50 年 1 月 1 日から同年 2 月 19 日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の事業所において給与から控除されたと推認される厚生年金保険料額及び健康保険料額に、50 年分給与所得の源泉徴収票に記載された賃金支払金額から算出した雇用保険料額を加えた金額とおおむね一致することから、申立人は、A社B事業所から支給された同年分の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できる。

また、申立人は、「臨時社員として勤務し、給与は日給制で月末及び 15 日支払であった。」と供述しているところ、C社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」と回答し、申立期間当時、A社において経理事務を担当していた元従業員から聴取したと

ころ、「確かに、臨時社員の給与は日給制で、15日締めで当月末払い、月末締めで翌月15日払いであったと思う。ただし、臨時社員は、正社員と異なり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、E健康保険組合も、「書類の保存期限を経過しており、確認できる資料は残っていないが、申立期間当時、臨時社員等の日給制の者は、当健康保険組合に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿に、A社B事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できるところ、申立期間当時、同社B事業所において正社員として勤務したと回答した同僚は、同社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、同社F事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることなどから、同社B事業所の正社員は、申立期間当時、同社F事業所において厚生年金保険に加入していたと推認されることから、同社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められない。